

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(四二八、四二九・商業振興課)	1
道路区域の変更(四三〇・道路環境課)	2
開発行為に関する工事の完了(四三一・由利地域振興局建設部)	3
平成十六年度保育士試験の実施(四三二・幼保推進課)	3
公告	4
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	5
土地改良区の管理規程の変更の認可(農地整備課)	6
土地改良区の役員の変更の届出(山本地域振興局農林部)	6
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)	6
土地改良区の役員の変更の届出(秋田地域振興局農林部)	6
土地改良区の役員の変更の届出(由利地域振興局農林部)	7
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)	8
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件	9
監査結果の公表(一一)	9

告 示

秋田県告示第四百二十七号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用す

る同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
 平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 株式会社サンデー 代表取締役 田村圭三

青森県八戸市根城六丁目二十二番十号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 サンデー花輪店

鹿角市花輪字蒼前平六十二番地二

(三) 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 二千五百平方メートル

イ 変更後 三千七百五十九平方メートル

(2) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 株式会社サンデー

ア 変更前 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時

イ 変更後 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前九時から午後八時三十分まで

イ 変更後 午前六時四十五分から午後十時十五分まで

(四) 変更する年月日
 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 平成十六年十二月二十三日

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯 平成十六年四月二十三日

(五) 変更する理由

顧客消費者の利便性に配慮するため

届出年月日

平成十六年四月二十二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

鹿角市役所 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十六年五月十四日から同年九月十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社サンデー 代表取締役 田村圭三

青森県八戸市根城六丁目二十二番十号

株式会社メガネセンター 代表取締役 福王 進

宮城県仙台市泉区泉中央一丁目二十三番地の五

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー秋田御野場店

秋田市仁井田本町五丁目十番一号

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社サンデー

ア 変更前 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時

イ 変更後 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前九時から午後八時三十分まで

イ 変更後 午前六時四十五分から午後十時十五分まで

(四) 変更する年月日

平成十六年四月二十三日

(五) 変更する理由

顧客消費者の利便性に応えるため

二 届出年月日

平成十六年四月二十二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年五月十四日から同年九月十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社秋田フードセンター 代表取締役 齋藤一郎

秋田市新屋豊町三番四十八号

株式会社コンピュータシステム 代表取締役 齋藤一郎

秋田市新屋豊町三番四十八号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田県告示第四百三十一号

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
日三市角館線		日三市角館線	日三市角館線	仙北郡角館町字横町一六番三地从七〇番地先まで	仙北郡角館町字横町一六番三地从七〇番地先まで	六・二〇〇～一七・〇〇〇	〇・一六一
		日三市角館線	日三市角館線	仙北郡角館町字横町一六番三地从七〇番地先まで	仙北郡角館町字横町一六番三地从七〇番地先まで	一四・八〇〇～二四・〇〇〇	〇・一六一

一 道路の区域

(四) 変更する年月日
平成十六年十二月三十一日

- (4) 荷さばき施設の面積
 - ア 変更前 百四十九平方メートル
 - イ 変更後 百六十四平方メートル
- (5) 廃棄物等の保管施設の容量
 - ア 変更前 十七・八立方メートル
 - イ 変更後 十九・三立方メートル
- (6) 駐車場の自動車の出入り口の数
 - ア 変更前 七か所
 - イ 変更後 六か所

(三) ナイス新屋店
秋田市新屋比内町十七番三号外
変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- ア 変更前 千九百三十・四平方メートル
- イ 変更後 二千二百七十四・三平方メートル

(2) 駐車場の収容台数

- ア 変更前 九十二台
- イ 変更後 百一台

(3) 駐車場の収容台数

- ア 変更前 五十台
- イ 変更後 六十一台

(4) 荷さばき施設の面積

- ア 変更前 百四十九平方メートル
- イ 変更後 百六十四平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の容量

- ア 変更前 十七・八立方メートル
- イ 変更後 十九・三立方メートル

(6) 駐車場の自動車の出入り口の数

- ア 変更前 七か所
- イ 変更後 六か所

秋田県知事 寺 田 典 城

(五) 変更する理由

消費者の利便性を高めるため

二 届出年月日

平成十六年四月三十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年五月十四日から同年九月十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見を述べる者の氏名及び住所

(三)(二)(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

秋田県告示第四百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年五月十四日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年

四月二十三日付け指令由建 二百十二で許可した開発行為に関する工事が完了したの
で、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 本荘市二十六木字根木田一番地
有限会社高橋鉄筋工業
代表取締役 高 橋 和 明
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 本荘市二十六木字根木田一番一、一番三、二百五十八番二、二百五十八番三
以上四筆

秋田県告示第四百三十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定により、
次のとおり平成十六年度保育士試験を実施するので、児童福祉法施行細則（昭和四十
八年秋田県規則第十五号）第十四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 筆記試験

(1) 日時

平成十六年八月四日（水）午前九時三十分から午後四時まで

平成十六年八月五日（木）午前九時三十分から午後四時まで

(2) 場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎

（ただし、受験者が多数のときは、他の場所に変更する場合がある。）

(二) 実技試験

(1) 日時

平成十六年十月十六日（土）受験時間は筆記試験合格者に通知する。

(2) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁

（ただし、受験者が多数のときは、他の場所に変更する場合がある。）

二 試験科目及び時間割

(一) 八月四日

社会福祉 午前九時三十分から午前十時三十分まで

児童福祉 午前十一時から午後零時まで
発達心理学 午後一時から午後一時三十分まで
精神保健 午後二時から午後二時三十分まで
小児保健 午後三時から午後四時まで

(二) 八月五日
小児栄養 午前九時三十分から午前十時三十分まで
保育原理 午前十一時から午後零時まで
教育原理 午後一時から午後一時三十分まで
養護原理 午後二時から午後二時三十分まで
保育実習理論 午後三時から午後四時まで

(三) 十月十六日

保育実習実技 筆記試験合格者に別途通知する

ただし、絵画制作、音楽及び言語のうち二つを申請時に選択し受験すること。

三 受験資格

(一) 次のいずれかに該当する者

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に二年以上在学して六

十二単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるも

のとして厚生労働大臣の定める者

なお、厚生労働大臣の定める者とは、次のいずれかに該当する者である。

(1) 学校教育法による大学に一年以上在学している者であつて、平成十六年度中

に六十二単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた

者

(2) 学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している者で

あつて、平成十六年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長

が認めた者

(3) 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科

（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは盲学校、聾学校若しくは、養護

学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専攻

科の最終学年に在学している者であつて、平成十六年度中に卒業することが見

込まれる者であると当該学校の長が認めた者

(4) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）

若しくは各種学校（同法第五十六条第一項に規定する者を入学資格とするもの

であつて、修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専修学校

の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であつて、平成

十六年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

- (5) 外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了した者
 - (二) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設等(児童福祉施設、へき地保育所、十八歳未満の者が半数以上入所する身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び知的障害者福祉工場をいう。以下同じ。)(又は家庭の保育事業において二年以上児童等の保護又は援護に従事(常勤若しくはそれに準ずる勤務形態。以下同じ。)(した者(ただし、家庭の保育事業にあつては、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。))
 - (三) 児童福祉施設等又は家庭の保育事業において、五年以上児童の保護又は援護に従事した者(ただし、家庭の保育事業にあつては、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。)
 - (四) 平成三年三月三十一日において次のいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
 - (2) 学校教育法による高等学校又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を一年以上履修した者で、児童福祉施設において一年以上児童の保護に従事した者
 - (3) 学校教育法による高等学校又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を一年以上履修した者で、児童福祉施設において一年以上児童の保護に従事した者
 - (4) 児童福祉施設(へき地保育所を含む。)(において三年以上児童の保護に従事した者
 - (五) 平成八年三月三十一日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- 四 受験申込みに必要な書類
 保育士試験受験申請書
 添付書類
- (二)(一) 受験資格を有することを証する書類 一通
- 五 受験申請書用紙の交付

公 告

- (一) 期間及び時間
日曜日及び土曜日を除き、平成十六年五月十四日(金)から同月三十一日(月)までの午前九時から午後五時まで
 - (二) 場所
秋田市山王三丁目一番一号 教育庁幼保推進課
 - 六 受験申請書の受付
(一) 期間及び時間
日曜日及び土曜日を除き、平成十六年五月二十一日(金)から同月三十一日(月)までの午前九時から午後五時まで
 - (二) 場所
秋田市山王三丁目一番一号 教育庁幼保推進課
 - 七 受験手数料
(一) 額
一万二千七百円
 - (二) 納付方法
受験申請書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。
 - 八 合格者の発表
平成十六年十一月中旬に合格者の受験番号を秋田県公報に掲載するとともに、合格者には書面で通知する。
 - 九 試験についての問い合わせ先
教育庁幼保推進課(電話〇一八 八六〇 五二二七)
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
- 平成十六年五月十四日
- 申請のあつた年月日
平成十六年四月二十八日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
秋田県知事 寺 田 典 城

特定非営利活動法人 環境あきた県民フォーラム
 三 代表者の氏名
 山本 久博
 四 主たる事務所の所在地
 秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地の二
 五 定款に記載された目的
 この法人は、住民、市民団体、事業者が相互に協力・連携しながら、地球温暖化防止活動や環境保全に関する事業を行うとともに、子どもをはじめとする県民各層に対する環境教育及び環境保全活動を推進することにより、環境問題の解決と持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、仁井田堰土地改良区から申請があつた仁井田頭首工管理規程の変更について次のおり認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺田 典城

一 認可年月日
 平成十六年四月六日

二 変更の概要
 取水の制限

新 頭首工の水位は、標高十一・四五メートル(水位計二・四五メートル)を上まわつてはならない。
 旧 頭首工の水位が標高十一・〇〇メートルを超えて堰上げをしてはならない。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本郡二ツ井町切石土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺田 典城

一 退任理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町切石字大倉七十七番地	石山 金由
" " " " 山根百四十二番地	工藤 善一
" " " " 山根百十七番地	桜田 善仁
" " " " 大倉八十八の二番地	桜田 和浩
" " " " 山根二十二番地	

山本郡二ツ井町切石字山根九十九番地
 二 就任理事の住所及び氏名
 佐藤 忠敏

山本郡二ツ井町切石字大倉七十七番地
 " " " " 山根百四十二番地
 " " " " 山根百十七番地
 " " " " 大倉八十八の二番地
 " " " " 山根二十二番地
 " " " " 山根九十九番地
 三 退任監事の住所及び氏名
 佐藤 忠敏

山本郡二ツ井町切石字山根百八十二番地
 四 就任監事の住所及び氏名
 桜田 久夫
 山本郡二ツ井町切石字山根百八十二番地
 " " " " 大倉五十六の三番地
 " " " " 山根百十九番地
 森田 茂鑑

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、山本郡二ツ井町切石土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年五月六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、雄和中央土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺田 典城

一 河辺郡下黒瀬土地改良区
 (一) 退任理事の住所及び氏名

河辺郡雄和町下黒瀬字町屋敷九十三番地一	伊藤 恒宣
" " " " 町屋敷二百十三番地	阿部 八十一
" " " " 町屋敷九十四番地一	伊藤 克彦
" " " " 町屋敷百十九番地	小助川 竹由
" " " " 白根沢二百九十三番地	堀井 久悦

<p>三 雄和町中央土地改良区</p> <p>(一) 退任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町女米木字宝生口百七十九番地 長面十五番地</p> <p>戸賀沢字御江田七十三番地 平尾鳥字野田八十七番地四 女米木字宝生口百八十四番地 樺川字中村七十一番地 種沢字岩瀬五十一番地 樺川字川端二百三十三番地</p>		<p>(二) 退任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町相川字高野百六十五番地 銅屋百十八番地 高野百二十九番地 高野百四十九番地</p>		<p>(一) 退任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町相川字台林三十一番地 銅屋三百九番地 高野百四十三番地 高野百三十八番地 銅屋百六番地 銅屋百七十六番地 銅屋二百五十七番地 戸賀沢字御江田二十六番地 相川字上野百二十三番地三 銅屋二百六十二番地一</p>		<p>(二) 退任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目百七十九番地 湯野目二百二十一番地 秋田市下浜檜田字上野百三十三番地 下浜八田字野田三十九番地</p>		<p>(一) 退任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町相川字台林三十一番地 銅屋三百九番地 高野百四十三番地 高野百三十八番地 銅屋百六番地 銅屋百七十六番地 銅屋二百五十七番地 戸賀沢字御江田二十六番地 相川字上野百二十三番地三 銅屋二百六十二番地一</p>		<p>(二) 退任理事の住所及び氏名</p> <p>秋田市下浜檜田字上野百三十三番地 湯野目百六十七番地</p>																	
渡辺久裕	伊藤善遊	山内善美	安藤悦朗	齋藤和夫	石井征夫	安藤一郎	石井進	伊藤耕次	渡辺光広	長谷川金一	伊藤金一	金専太郎	大宮高夫	石井和夫	秋元勝弘	金昭弘	伊藤邦夫	伊藤悦	伊藤洋文	渡辺一孝	佐藤雅司	長谷川新太郎	小助川一憲	細部忠久	今一忠	池田吉正	池田重信

<p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、由利郡滝沢堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。</p>		<p>(二) 就任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町女米木字長面五十七番地 相川字高野百六十五番地 下黒瀬字湯野目百六十七番地</p>		<p>(一) 就任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町女米木字長面五十七番地 下黒瀬字町屋敷九十三番地一 相川字台林三十一番地 種沢字岩瀬五十一番地 下黒瀬字白根沢二百九十三番地 相川字高野百四十三番地 銅屋三百九番地 石田字前田百五番地一 樺川字川端二百三十三番地 女米木字宝生口百七十九番地 平尾鳥字野田八十七番地四 樺川字中村七十一番地 相川字高野百三十八番地 平沢字大部三十五番地 種沢字戸草沢百五十一番地</p>		<p>四 雄和中央土地改良区</p> <p>(一) 就任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町女米木字長面五十七番地 下黒瀬字町屋敷九十三番地一 相川字台林三十一番地 種沢字岩瀬五十一番地 下黒瀬字白根沢二百九十三番地 相川字高野百四十三番地 銅屋三百九番地 石田字前田百五番地一 樺川字川端二百三十三番地 女米木字宝生口百七十九番地 平尾鳥字野田八十七番地四 樺川字中村七十一番地 相川字高野百三十八番地 平沢字大部三十五番地 種沢字戸草沢百五十一番地</p>		<p>(二) 退任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町女米木字長面五十七番地 樺川字奥檜田二十七番地九十八 平尾鳥字中村八十三番地一</p>		<p>河辺郡雄和町平尾鳥字中田六番地一 妙法字平治ヶ沢百八番地一 種沢字戸草沢百五十一番地 館ヶ沢五十八番地 平沢字袖又十一番地内 石田字前田百五番地一</p>		酒井慶一	山内隆一	安藤登	伊藤隆栄	佐藤政久	佐藤政光	鈴木卓見	金多雅雄	進藤茂	安藤一郎	伊藤恒宣	渡辺一孝	伊藤善勇	堀井久悦	伊藤洋文	伊藤隆栄	渡辺久裕	石井進	齋藤和夫	山内善美	伊藤邦夫	伊藤一敏	鈴木卓見	安藤登	伊藤耕次	長谷川新太郎
--	--	---	--	--	--	---	--	---	--	--	--	------	------	-----	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	-----	------	--------

平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

由利郡由利町前郷字前郷二百三十八番地 三 浦 良 治
 " " 森下字八乙女下百三十四番地 多 田 文 和
 " " 曲沢字曲沢三十四番地 佐 々 木 勘 一 郎
 " " 大水口字大水口四十九番地 三 浦 東 一
 " " 前郷字前郷百五十八番地 三 浦 隆 夫
 " " 新上条字新上条四十一番地 五 十 嵐 久 一
 " " 川西字新屋敷八十八番地 板 垣 繁 一
 " " 久保田字久保田三十六番地 木 村 耕 一
 " " 吉沢字吉沢前田十四番地 三 浦 勝 二

二 就任理事の住所及び氏名

由利郡由利町久保田字久保田三十六番地 木 村 耕 一
 " " 川西字新屋敷八十八番地 板 垣 繁 一
 " " 吉沢字赤飯沢百十七番地 佐 藤 吉 彦
 " " 前郷字前郷百五十八番地 三 浦 隆 夫
 " " 前郷字前郷二百十九番地 相 田 勝 弘
 " " 新上条字新上条六十六番地 伊 藤 治
 " " 山本字山本百五十一番地 伊 藤 孝 和
 " " 森子字八乙女下九十三番地 三 浦 守 肇
 " " 曲沢字曲沢五十五番地 榎 本 肇

三 退任監事の住所及び氏名

由利郡由利町前郷字前郷百五十七番地 尾 留 川 正
 " " 川西字奉行免六十五番地 村 上 三 敏
 " " 山本字山本六十四番地 新 田 亨

四 就任監事の住所及び氏名

由利郡由利町大水口字大水口四十九番地 三 浦 東 一
 " " 川西字奉行免六十五番地 村 上 三 敏
 " " 前郷字前郷百四十番地の二 原 田 清 孝

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平鹿郡雄物川町里見土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年五月六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月十四日
 秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
白バイ 二台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年十月二十九日(金)
- (四) 納入場所
県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年五月十四日(金)から同月二十四日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年五月二十八日(金) 午前十一時三十分

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年五月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
運転免許試験用大型バス 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十六年八月三十一日(火)
 - (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年五月十四日(金)から同月二十四日(月)までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年五月二十八日(金)午前十一時

- 五 秋田県庁地下一階管財課入札室
入札保証金

- 六 その他
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

監査委員公告

監査結果公表第十一号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定による監査を施行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた

措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成16年5月14日

秋田県監査委員 安 正 義
 秋田県監査委員 菅 原 龍 典
 秋田県監査委員 山 田 昭 郎
 秋田県監査委員 小 玉 和 夫
 財 務 44
 平成16年4月26日

秋田県代表監査委員 山 田 昭 郎 様

秋田県知事 寺 田 典 城

平成15年度の随時監査の結果について（報告）

平成16年3月30日付け監委 - 971で通知のあったこのことについて、別添のとお
 り報告します。

（以下別添のとおり）

【改善を要する事項】	監査課名	管 財 課	監査年月日	平成16年3月5日
------------	------	-------	-------	-----------

（1）平成8年3月25日付け出納局長通知（管 1307）の中で減免の要件として、「県が価格料金等について、規制又は承認している場合」と規定しているが、価格料金等について県が関与した事実関係が明確になっていないので、改善すること。

【措置事項】

平成16年度は相手方から、取扱品目、価格及び安価である旨の申出書を提出させ、これに対する価格等の承認という文書形式を整わせた上で合議を受け付けることとした。

【改善を要する事項】	監査課名	管 財 課	監査年月日	平成16年3月5日
------------	------	-------	-------	-----------

（2）行政財産使用許可申請書で、減免を受ける理由の記載のないものや理由の不適当なものであるため、改善すること。

【措置事項】

平成16年3月8日付け管 - 4887管財課長通知により、各財産管理者あて「行政財産の使用許可に係る使用料の減免等の取扱いについて」により、利用目的、減免の別、減免理由等の審査確認、参考書類（利用計画書等）の添付など適正な事務処理の徹底を図った。

【改善を要する事項】	監査課名	管 財 課	監査年月日	平成16年3月5日
------------	------	-------	-------	-----------

（3）減免率の適用について

ア 老人福祉総合エリアについては、食堂等を「施設の利用が職員を主体とするもの」として75%又は67%の減免をしているが、職員が主体とするものとは認められず、50%以内の減免とすべきであるので、改善すること。

イ 農業試験場の食堂及び理髪室の減免率を88%としているが、現行の減免基準からすると75%の減免が限度であるので、改善すること。

ウ 「県が価格料金等について、規制又は承認している場合」を適用し、たばこ自動販売機の設置に対して減免することは適当でないので、改善すること。

【措置事項】

ア 既に平成16年度事業が始まっており、年度途中で減免率を変えると収支計画に多大の影響を与えるので、今年度は暫定的に前年度と同じ取扱いとした。減免率適用の問題はエリアの運営の根幹に関わるものであることから、平成16年度中に適正妥当な基準を定め、平成17年度から適用することとしている。

イ 農業試験場の平成15年度までの減額率については、平成12年度に秋田市から雄和町に移転した際に使用料が極端に上昇したことへの激変緩和措置である。平成16年度は75%の減額率を適用している。

ウ たばこ自動販売機の設置については、今年度に周知の上、平成17年度から原則減免廃止の方向である。

【改善を要する事項】	監査課名	管 財 課	監査年月日	平成16年3月5日
------------	------	-------	-------	-----------

（4）売店、自動販売機の設置に係る行政財産使用許可書で転貸が禁止されて

いるにも拘わらず、転貸している事例が見られたので、改善すること。

【措置事項】

平成16年3月8日付け管 - 4887管財課長通知、「行政財産の使用許可に係る使用料の減免等の取扱いについて」により平成16年度使用許可から次によることとした。

転貸と認められる場合は許可しない。
従来の転借者への直接許可

【検討を要する事項】	監査課名	管財課	監査年月日	平成16年3月5日
------------	------	-----	-------	-----------

(1) 現行の基準では、団体の設立目的が営利か非営利かを減免基準にしていないが、設立目的に拘わらず、営利事業に対し減免することは適当でないので、基準の見直しを必要とする必要がある。

ただし、行政財産の運営上必要で、かつ許可申請者又は利用者の負担を軽減するため、特に使用料を減免する必要がある場合には、減免基準に明示したうえで、減免措置を適用することが望ましい。

【措置事項】

平成16年度中に、設立目的に拘わらず、営利事業の実態について調査し、特に使用料を減免することが必要な場合を明示したうえで、公正かつ妥当な減免基準を作成することとした。

【検討を要する事項】	監査課名	管財課	監査年月日	平成16年3月5日
------------	------	-----	-------	-----------

(2) 「施設の利用が職員を主体とするものである場合」には減免率を50%以内から75%まで拡大しているが、職員が主体に利用するとの理由で減免率を拡大することは適当でないので、見直しする必要がある。

【措置事項】

厚生施設として県有財産を利用する場合の諸問題を整理のうえ、適正かつ妥当な減免基準を平成16年度中に作成することとした。

【検討を要する事項】	監査課名	管財課	監査年月日	平成16年3月5日
------------	------	-----	-------	-----------

(3) 一定の範囲内で課所長が減免率を決定することができると思われるため減免率にはばらつきが見られるので、許可申請者間の不公平が生じないよう、基準を見直しする必要がある。

【措置事項】

減免率が一定でない理由は立地条件等で利用者数に多寡があり、営業等における使用料の負担の割合が変わってくることによると思われる。平成16年度の基準見直しでは、同一の利用形態のものに対する減免率を同じにした場合の営業に与える影響等を見すえつつ、あるべき減免基準を作成することとした。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄